

ごみ出しのルールを守りましょう！

ごみは決められた日に！

- ◆ごみは収集日の朝8時30分までに出しましょう。
- ◆ごみの種類ごとに分別しましょう。
- ◆決められた場所に出しましょう。
- ◆収集カレンダーを確認しましょう。



(ごみが混在しているステーション)

注意

- ◆ごみステーションはごみの保管場所ではありません。

もえるごみを早出しすると悪臭や虫の発生原因になり、また、資源ごみに汚水が付き、分別された資源ごみがリサイクル出来なくなりますので、必ず収集日に出してください。

- ◆ごみステーションは、町内会や自治会が管理者ですので利用されている住民でキレイに使ってください。
- ◆ごみステーションが荒らされたり、ポイ捨てなどがある場合は、町内会や自治会で片付けましょう。
- ◆警告シールを貼られた場合は、正しく分別して出し直ししてください。

ご不明点は平取町外2町衛生施設組合01457-2-2024までご連絡願います。

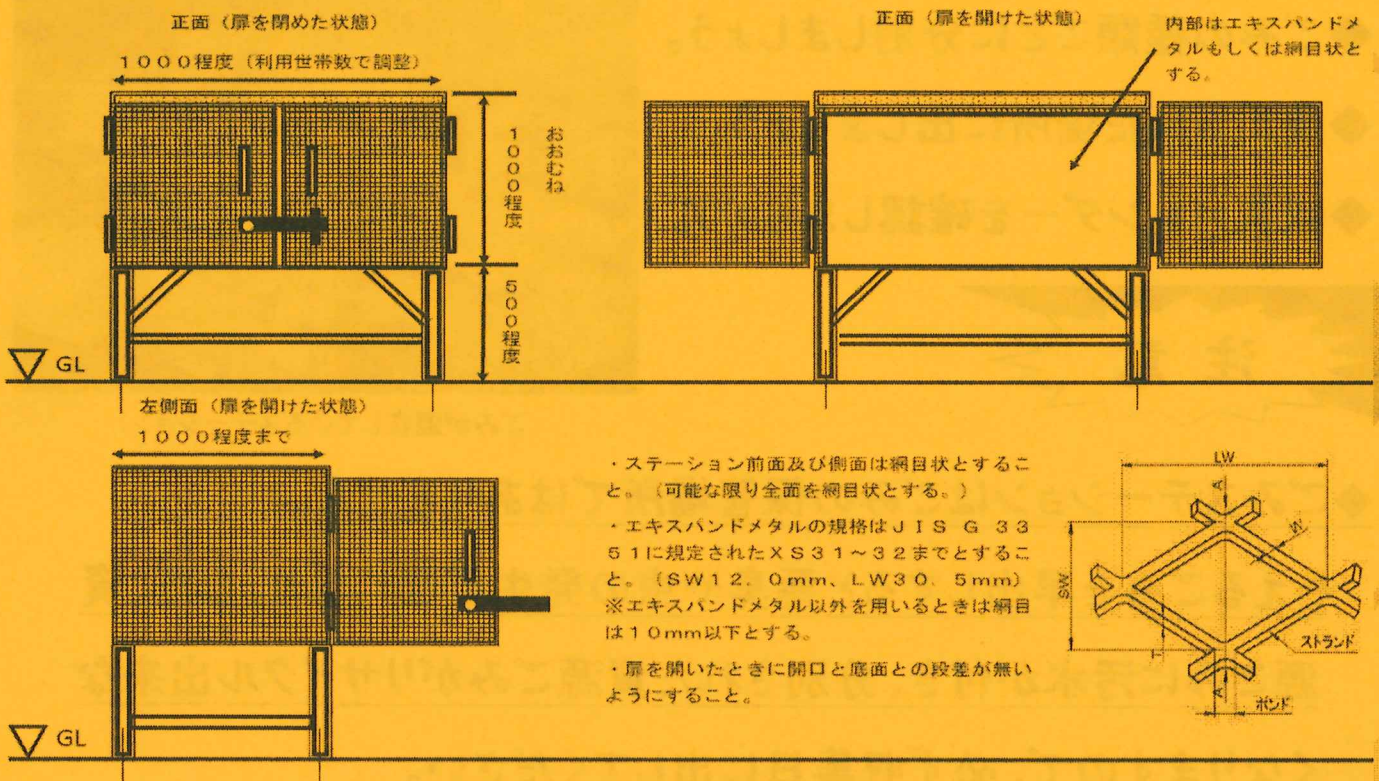
裏面にも重要なお知らせがありますので併せてご確認ください。

重要なお知らせ

令和5年2月14日付で【平取町外2町衛生施設組合ごみ収集場所の設置及び清潔保持等に関する要綱】を制定しました。このことにより、設置できる構造物（ステーションや容器）に関する規定、設置場所に関する規定を定めました。

新しくごみステーションを設置されたい方、現在の使用しているごみステーションを更新する方は、事前に各町の担当窓口または衛生組合まで、ご確認をお願いします。ここでは、基本となるごみステーションの構造を抜粋して掲載します。（あくまでも一例ですので、詳細はお問い合わせください。）

ごみ収集場所に設置するステーションの構造例（単位mm）



ごみステーションの管理をお願いします！

警告されたごみや指定外袋で出されたごみが溜まっているステーションがありましたが、町内会や自治会（管理者）で監視カメラを設置したところ、そのようなごみが排出されなくなりました。

町内会や自治会（管理者）の働き掛けで改善することができ、ありがとうございます。

ごみステーションが管理されていないとポイ捨てや警告されたごみが増えていく傾向にあります。また、草刈りや除雪をしてキレイに利用することで抑止効果に繋がりますので心掛けましょう。

対策をしても改善されない場合は、衛生組合と役場担当課に相談してください。

日頃より住民の皆さまには、ごみの分別をして頂いておりますが、今後ともご理解とご協力をお願い申し上げます。